

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

On the safety and indication about foods

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2002-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大島, 和夫, Oshima, Kazuo メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/895

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



食品の安全性の確保と表示（その2）

大 島 和 夫

はじめに

- 1 食品の安全性の確保
- 2 欧米のリスク規制と予防原則
- 3 日本の食品安全システム
- 4 一連の不正表示事件が残した教訓（以上53巻4号）
- 5 有害化学物質の社会的リスク管理

まとめ

資料 虚偽表示の事例（以上、本号）

5 有害化学物質の社会的リスク管理

(1) 最初に、食品の安全と公正な競争の関係について考えてみよう。市場において、表示を有効にチェックする機関が存在せず、嘘がばれても業者が致命的な損害を被らないということであれば、正直な業者は競争に勝つことは不可能となる。有機肥料を使用した農産物や有機飼料で飼育した畜産物の場合を考えてみよう。

農薬を使用した野菜は、有機栽培や無農薬野菜と比べると、その生産コストは現在ではおそらく8割以下である。無農薬野菜を例にとると、農薬代は要らないが、その代わりに防虫ネットが必要となり、しかも除草の手間が甚大である。無農薬や有機の野菜の生産コストをA、販売価格をBとする。当然 $B > A$ である。これに対し、農薬を使用した野菜（コストは当然A以下である）が、表示上は無農薬とか有機という表示で、しかも同じ価格Bで販売されれば、どうなるだろうか。嘘の表示をした業者は大きな利益を上げることができる。もし、嘘の表示をした業者が価格Aで販売すればどうなるか。

正直な業者は競争を続けることができなくなり、市場から撤退せざるを得ない。一方、嘘の表示をした業者は依然として利益をあげ続けることができる。

味覚から判別できない食品の品質や由来については、表示を有効にチェックできる機関の存在（第1要件）と、嘘がばれたときに業者が負担すべきリスクが、それまでの利益をはるかに上回る（第2要件）という2つの要件が満たされない限り、正直な業者は営業が継続できない。2002年の一連の事件は、今の日本に、この2つの要件が存在していないことを明らかにした。業者の側から言えば、

見つかるリスク<見つからずにあげられる利益

という判断が常に繰り返されてきた。こうなると、市場から、安全な食品は退場しなければならないのである。

食品の安全性確保のためには、原産地表示も含めて、食品業者に正直な表示を行おうとするインセンティブを与えること、行政の課題を生産者保護中心から消費者保護にシフトすることが重要であることが分かったことと思う。そのこと自体が日本社会にとっては、困難な課題であるが、ここでは食品添加物も含めて農薬を始めとする化学物質のリスクの社会的管理が緊急の課題であることを述べる。

(2) 農薬や食品添加物の使用は人間の健康にとって深刻な影響を与えつつある。これらは、人間と地球環境に対する有害化学物質の問題と捉えることができる。この有害化学物質の問題は食品にとどまらない。薬や食器、衣料用防虫剤、煙草の煙などにも共通する。従って、現代では、総体としての有害化学物質の規制の中で食品の安全性確保を考えなければならなくなってきている。以下では、化学物質の社会的管理について検討する。^{*1}

多種類の化学商品の生産は人間生活を豊かにしてきたが、その反面、安全

*1 以下の叙述は泉邦彦『化学汚染』170頁以下による。

性の検証がおろそかにされ、そのための投資があまりにも低く抑えられてきた。例えば、発がん性の動物実験をとってみると、現在の研究施設では世界全体で年間300件を行うのが限度であるが、一方で新しい化学物質は毎年1,000種以上も開発され、商品化されている。泉は、このような事態は異常あるいは無謀であると警告している。

今後、人間の生命と健康が重んじられ、人間社会が持続可能な形で発展させられるためには、新規および既存のあらゆる化学商品について、含まれる化学物質の多様な毒性、特に特殊毒性^{*2}を総点検し、さらに生産から廃棄までの物質の動きを完全に掌握して、それらを厳格に社会的な管理の下におくことが不可欠となる。

化学物質の安全性確保のためには、リスクアセスメントとリスクマネジメント（リスク管理）が必要である。リスクマネジメントを実効的に行うためには、法律による化学物質の規制の強化が必要である。しかし、日本における化学物質の法規制は欧米と比べるときわめて立ち後れている。医療品と化粧品、食品添加物および農薬については、それぞれ薬事法、食品衛生法、農薬取締法が個別的な規制の目的に運用されているが、使用が認められている数千種の化学商品の中には安全性の上で問題になるものが多い。

しかも、これら以外の数万種にもおよぶ一般化学商品に関しては状況はもう少し深刻である。それらに含まれる化学物質については、致死作用のみを対象とする「毒物および劇物取締法」と、難分解性を規制の第1条件とする化審法（化学物質の審査および製造等の規制に関する法律・1974年施行）のほかには適用される法律がない。

化審法では、難分解性に加えて生体蓄積性と慢性的な毒性を示すものだけが、第1種特定化学物質に指定されて製造などが原則的に禁止されるが、分解性がある程度認められるものは、毒性が強くても規制の対象にならない。

*2 特殊毒性とは、発がん性、変異原性（注13）、催奇形性、発生毒性、生殖毒性、免疫毒性、行動毒性、内分泌障害などを意味し、その現れを通常の動物実験で検出することができないものを指す。泉前掲書58頁以下。

こうして化審法の第1種特定化学物質はわずかに9種が定められているのに過ぎない。^{*3}

化審法では、このほかに、難分解性であり、かつ慢性的な毒性を示すおそれがあっても生体蓄積性が低いものが指定化学物質と呼ばれ、さらにそのうち環境汚染が広がっているとみなされるもののみが、第2種特定化学物質に指定されて製造などの制限が可能となるが、現在はわずか5種のみしか定められていない。これに対し、化審法によってシロ（規制の必要なし）と判定された新規化学物質は80年代に早くも3,000種を突破し、その後も大幅に増加している。

大気、水、土壌などを汚染する有害化学物質については、大気汚染防止法や水質汚濁防止法にもとづく環境基準などが定められているが、この場合にも対象物質の種類があまりにも少なく規制は不十分である。このような現状は廃棄物行政の分野でも繰り返されており、日本において有害産業廃棄物として扱われるものは40種程度の規制対象物質に過ぎない。アメリカで有害廃棄物としてリストアップされている600種を超える化学物質と比べるとあまりにも貧弱である。このような分析を踏まえて、泉は、以下のような法律面の改善を提案する。

以上のように有害・有毒とみなされる化学物質の指定品目数がいずれの分野でもきわめて少ないことが、日本の化学物質規制の致命的な弱点であり、現行法のもとでも早急な改善が必要である。

それとともに、あらゆる部類の化学商品について、生産、使用、廃棄、汚染などのすべての局面にわたって化学物質の毒性（とくに致死作用以外のもの）自体を規制の対象にする必要がある。たとえば、「有害化学物質規制法」とでも呼ばれるような法律であり、個別的な規制を目的とする薬事法、農薬取締法、大気汚染防止法などの共通の基盤として活用される一般的な法律の制定が必要である。

*3 農薬の DDT やドリソ剤、PCB などである。

ま と め

食品表示の偽装の防止は食品の安全確保にとってはひとつの構成要素に過ぎない。しかし、最も最初に実現されるべき要素である。なぜなら、既に見てきたように、日本の安全チェックシステムが、「業者が正直に振る舞う」ことを前提に構築されているからである。アメリカでは、1996年に食肉安全システムに HACCP システムが導入されたが、そこにおいては食肉企業が適正な記録を保管することが前提とされていた。しかし、このような企業に対する信頼は、1997年のハドソンフード事件で裏切られることとなった。（詳しくは前掲、徳田論文参照）。表示の内容については、一見すると原産地表示の偽装と使用添加物の偽装については区別しなければならないように見える。前者は主に消費者のブランド信仰を利用したものであり、後者は安全性を損なう商品の販売という点で異なるからである。しかし、2002年に発覚した前者の事件の多くが、野菜や家畜の飼料に使用される農薬に関する偽装表示であったことに着目すると、原産地表示の偽装も、消費者のブランド信仰だけが原因ではなく、むしろ「安全な食品を手に入れたい」という消費者の当然の願いを利用したものであることが分かる。そうすると、原産地表示のごまかしも、添加物のごまかしも、ともに食品の安全性を大きく損なうものであることは明らかである。

これらの事件は、日本の法制度と行政の欠陥をあらわにした。今までの法と行政が、生産者の利益保護を中心にすえ、消費者の食の安全確保をおろそかにしてきた。そのうえ、総合的な食の安全確保のシステムが存在していなかった。さらには、大量に開発されて、次々に利用に投入される化学物質の安全確保がほとんどできていないことも明らかになった。

農薬を始めとする化学物質、食品添加物の予防原則にたったりスク管理の体制作り、その大前提としての企業の公正な表示の確保は、今の日本において最も重要な緊急課題である。

資料 虚偽表示の事例

1. タコ事件

原産地表示についての不正が最初に発覚したのは、タコであった。適用された法律は JAS 法ではなく、関税法であった。2001年5月9日、東京地検特捜部は水産業最大手のマルハの本社を家宅搜索するとともに、同社の元水産第2部長ら社員3人を逮捕した。容疑はマルハが特惠関税制度を悪用し、タコの原産地を偽って関税をまぬがれていたというものである。

日本で消費されるタコの多くは価格の安い輸入品であり、輸入の9割近くがアフリカ産である。特にアフリカの西海岸でとれるマダコは高品質で、かつては日本の遠洋漁業によって収穫されていた。しかし、200カイリの漁業水域が導入されて以降、遠洋漁業は衰退し、日本の技術指導を受けて各国が収穫したタコを日本が輸入する形に変わってきた。東京税関等の調べによるとタコの輸入でも業界1位のマルハは、本来の関税率が5%のセネガルやカナリア諸島産を、関税がゼロとなるガンビアやモーリタニア産と偽って輸入していた。脱税額は3年あまりで約4億円とみられている。

11月19日、東京地裁で初公判が開かれ、検察は元水産第2部長に懲役2年、法人としてのマルハに罰金1億2,000万円を求刑した。この他、元水産第2課長と元ラスパルマス駐在員事務所長に懲役1年を求刑した。このような特惠関税を利用した不正は、どうも業界ぐるみで行われていたようで、5月9日のマルハの搜索の後、トヨタグループの豊田通商、大手総合商社の丸紅も東京税関の強制捜査を受けた。手口はマルハと全く同じであった。

この事件の教訓は、政策的な関税率の差別は、不正を生みやすいといものである。

2. 雪印牛肉不正表示事件

2001年9月10日、農林水産省と千葉県は同県白井市の酪農家で飼育されて

いた乳牛の中から狂牛病の疑いがある牛一頭が見つかったと発表した。狂牛病はプリオンと呼ばれるタンパク質が原因とされており、人間では輸入乾燥硬膜の移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病が問題となっていた。しかし、家畜で発見されたのは、日本では最初であった^{*4}。農林水産大臣と厚生労働大臣が10月18日に安全宣言を出したが、消費者の牛肉離れはとどまらず、11月19日には北海道で肉牛農家の52歳の男性が牛舎2階で首つり自殺をした。

その後の調べで、狂牛病の原因は輸入肉骨粉であることがほぼ確定的となった。また1例目と2例目の牛は1996年の生まれであることも分かった。この年WHO世界保健機関は加盟国に狂牛病の感染源となる肉骨粉を牛に与えないように勧告を出したが、日本政府は無視を続けた。そのことが、今回の狂牛病の発生につながったと思われる^{*5}。

狂牛病の牛が連続して発見されたことにより、牛の由来や食べている飼料について改めて注意が喚起されるようになった。そのような矢先に事件が起こった。

2002年1月23日、雪印乳業の子会社「雪印食品」の関西ミートセンターが2001年10月にオーストラリア産の牛肉13.8トン、狂牛病対策で買い取り制度の対象となった国産牛の箱に詰め替える偽装を行い、業界団体に買い取らせていたことが発覚した。

10月末に雪印食品側から「ケースの詰め替えを隠密にやらせて欲しい。倉庫会社（西宮冷蔵）の社員を近づけないように」との連絡があり、31日に関西ミートセンター長と雪印食品の社員等9人が倉庫を訪れて、段ボール約

* 4 その後の調査で、狂牛病の牛は北海道で2例目が見つかり、埼玉県で3例目が見つかった。2002年5月13日には、北海道音別町の牧場で飼育されていた乳牛が4頭目のBSE感染と確定された。この感染牛にも過去3頭の感染牛に与えられていた「科学飼料研究所高崎工場」で製造された代用乳「ミルフードAスーパー」が与えられていたことも判明した。農水省は、同日、BSE感染牛を飼育していた酪農家に新たに牛を購入する費用などを助成する互助制度を初めて適用することを決めた。1頭当たりの購入費50万円、経営継続費10万円が支払われる。しかし、この牛の生体検査を担当した獣医師は、「BSEであることを見逃したのは、獣医師として許されない行為」といった内容のメモを残して自殺した。釧路保健所に勤務する29歳の女性であった。

* 5 しんぶん赤旗2001年11月23日。

650箱に入っていたオーストラリア産の牛肉13.8トン⁶を622箱に詰め替え、国産牛肉として業界団体「日本ハム・ソーセージ工業協同組合」の所有に名義を移した。詰め替え作業で陣頭指揮を執ったセンター長は「日増しに在庫が増えていくのを見て不安になった」と動機を述べた。協同組合によると、買い取り価格は牛肉1kg当たり1,060円で、うち1kg当たり700円分はすでに雪印食品側に支払われていた。

雪印食品の不正表示は牛肉だけではなく、同社は99年1月から2001年11月にかけて米国産の豚肉を「鹿児島産」として販売していた。2000年4月から2002年1月までの間には、米国産や青森県産の豚肉を神奈川県産の銘柄豚「高座豚」と偽装したり、輸入豚を国内で加工した商品に「国産豚ロース生姜焼き」のラベルを張ったりしていた。公正取引委員会が99年までさかのぼって調べたところ、偽装した食肉の量は牛肉が約66トン、豚肉が約123トンであった。こうなると、雪印食品の不正表示行為は、狂牛病がきっかけになったのではなく、それ以前から組織的に行われていたことが明らかである。

2月3日の朝日によると、雪印食品による牛肉の産地偽装は約20年前から繰り返されていたようである。雪印食品に熊本産のラベルを送っていた熊本県の食肉加工業者は捜査本部の調べに対し「約20年前から『段ボールが破損した』などの理由で雪印食品からラベルの再送を求められ、送っていた」と述べている。奈良県の畜産会社も、約20年前から雪印食品からの追加注文に応じて年に数十枚から百数十枚、ラベルだけを送っていたことを認めた。2月6日の東京新聞によると、関西ミートセンターの歴代センター長3人が「自分の任期中に、肉の産地偽装が恒常的に行われていた」と供述している。このうち杉山氏は1992年から97年までセンター長を務めていたのであるから、

* 6 国産牛に対する狂牛病の全頭検査は2001年10月18日に始まったが、それ以前に解体処理された国産牛肉は、消費者の不安を払拭できないため市場に出すことができず、全国農業協同組合などの生産団体が構成員から買い上げ、冷凍保管して市場から隔離した。市場隔離された牛肉は、全農が約2,600トン、ハム・ソーセージ工業協同組合が約3,400トン、全国食肉事業協同組合連合会が約6,200トンと、合計で約1万2,200トンにのぼった。農水省はこの牛肉を焼却処分にとし、買い上げや焼却費用は国が全額負担する。

少なくとも1992年から偽装が繰り返されていたことは間違いがない。

公正取引委員会は2002年3月8日、雪印食品に対し産地を偽って販売していたとして、景品表示法違反で同社に対して表示を訂正するよう排除命令を出した。食品の表示をめぐる加工販売会社に排除命令が出されたのは初めてであった。

雪印食品は不正表示事件の発覚によって経営が成り行かなくなり、4月末に解散した。5月10日、兵庫・埼玉県警、北海道警、警視庁の合同捜査本部は、元本社ミート営業調達部長の畠山茂容疑者ら同社元幹部5人を詐欺容疑で逮捕した。容疑は、彼ら5人が共謀して2001年10月末から11月にかけて、輸入牛肉30トンを生産牛に偽装して、これらを業界団体「日本ハム・ソーセージ工業協同組合」に国産の買い上げ対象肉として買い取らせ、代金の一部として約1億9,600万円を詐取したというものである。

5月18日、兵庫県警などの合同捜査本部は雪印食品の元専務桜田弘巳、元常務の井上正躬容疑者を逮捕した。また初めて吉田升三・元社長の自宅も捜索した。こうして、偽装が会社ぐるみの犯罪であったことが明らかになってきた。

雪印食品の親会社である雪印乳業は2000年6月にブドウ球菌による集団食中毒で近畿を中心に約1万3,400人にのぼる集団食中毒事件を引き起こしていた。この事件も最初は雪印という企業の体質が引き起こした特異な事件かと思われた。ところが、そうではなかった。その後、日本の食品関連業界の実に多くの企業が食品表示のごまかしを行っていたことが判明したのである。

3. 商品表示の偽装の氾濫

農産物の表示が信用できないという疑惑は、かなり以前からあった。新潟県魚沼産のこしひかりやある種の日本酒などは、どうみても生産量の何倍も流通していた。2001年4月から販売される米の表示が厳しくなると魚沼産のコシヒカリの量が激減した。公然とブレンドすることが難しくなったため

ある。この時点では、表示のルールを明確にすれば、偽装表示は減るのではないかという期待があった。しかし、それは裏切られた。雪印食品以降も不正表示事件が次々と摘発され明るみに出された。大きく報道されたのを見よう。

- (1) カワイ事件 2002年2月15日、高松市の食肉加工会社のカワイが米国産の牛肉を国産牛と偽っていたことが発覚し、4日後には経営が破綻し、高松地裁に民事再生法の適用を申請した。香川県警は5月に入って不正競争防止法違反の疑いで捜索した。

カワイと愛媛県新居浜市の生協「アイコープ」が協同出資で作った新居浜市の食肉加工会社「協同ミートプロダクト・アイ」と香川県国分寺町のカワイの工場で作られた2001年に製造された国産牛肉の贈答用詰め合わせ商品に、米国産牛肉が使われていた。2001年7月に偽装の事実を知った香川県からカワイに改善命令が求められたにもかかわらず違反を続けており、愛媛県と香川県はJAS法、食品衛生法、景品表示法違反の疑いで捜査を開始した。カワイの商品は三越でお中元用などとしてカタログ販売されたほか、郵便局のゆうパックでも販売されていた。カワイや協同ミートによると、商品は香川県産の讃岐牛などの冷凍肉を箱詰めした「こぱっく」で、カワイのオリジナルブランドであった。70グラムずつパックに小分けした牛肉数パックを箱詰めし、1箱数千円から2万円で販売していた。協同ミートによると、カワイから、米国産肩ロース肉をパックに加工製造するよう指示され、2001年6月から9月にかけて約8万8,000パックを製造した。商品はすべてカワイに出荷され、カワイが国産牛を示す「こぱっく」のラベルを張った。

- (2) 2002年2月27日、食肉の卸業界3位のスターゼンが佐賀パックセンターにおいて安い白豚を「黒豚」と偽装していたことが判明した。その後、牛肉や鶏肉でも偽装を行っていたことを認めた。3月4日、農水省はスターゼン本社に立ち入り検査を行い、8日には佐賀県も調査に入った。その後、

佐賀アウトパックセンターは閉鎖された。スターゼンは2002年3月期の決算予想で当期損益を2億円の黒字から10億円の赤字へ下方修正した。

- (3) 2002年3月4日、全農系の食肉加工会社である全農チキンフーズが中国、タイ産の鶏肉約7.36トン「国産」と表示して出荷していたことが社内調査で判明したと発表した。この鶏肉は2001年11、12月に鹿児島くみあいチキンフーズ鹿屋工場で製造され、全農チキンフーズを通じてコープネット事業連合（さいたま市）に国産の「チキンスペアリブ」として出荷された。佐々木社長は「BSEの影響で鶏肉需要が急増して国産鶏肉が不足したため、担当責任者の首都圏支店営業部長が独断で輸入鶏肉の使用を決めた」と説明した。同部長が鹿児島くみあいチキンフーズ側に偽装工作を要請したものとされた。

農水省は3月5日、原産地の適正表示などを義務づけたJAS法違反の疑いで全農チキンフーズの本社（埼玉県戸田市）を立ち入り検査した。

3月6日、全農チキンフーズは、抗生物質を含まない飼料で育てたことを売り物にしている鶏肉の一部に、抗生物質を与えた鶏肉が混入していたと発表した。虚偽表示されていたのは、2001年4月から2002年2月にかけて出荷した鶏肉168トンと加工品65トンの合計233トンとみられる。偽装表示された鶏肉は、納入先のコープネット事業連合を通じて生協組合員などに販売された。虚偽表示されていたのは、鹿児島くみあいチキンフーズの工場で製造された「薩摩無薬飼料飼育産直若鶏」ブランドの鶏肉と、唐揚げなどの加工品であった。原料の鶏肉が不足したため、全農チキンフーズの首都圏営業部長らが偽装を指示したとされた。従って、この偽装は狂牛病騒動以前からだったことになる。

- (4) 2002年3月6日、沖縄を除く九州各県と広島、山口県内の11の生協で組織するグリーンコープ連合（本部福岡市）は、ブランド鶏肉「蔵王土鶏（とけい）」をグリーンコープに納入する蔵王フーズが、冷凍鶏肉の加工日や製造者名を偽って表示していたことが判明したと発表した。グリーンコー

プは「食品衛生法違反や JAS 法違反の疑いがある」などとして同日、福岡県保健福祉部や公正取引委員会九州総局などに届け出た。

グリーンコープによると、蔵王フーズは①2001年9月ごろからグリーンコープと契約した工場以外で加工しながら、契約工場名が入ったラベルを使用し、②同年11、12月に、加工日から3カ月過ぎた在庫商品を再包装し、加工した日付を偽装して納品し、③非遺伝子組み換え飼料だけを使用する契約に違反していたという。

(5) 2002年3月8日、愛知県豊田市の食肉加工卸会社、三河畜産工業が鹿児島県産の黒豚に岐阜県産の黒豚を混ぜた豚肉を「鹿児島県産黒豚」と表示し、マイカルが運営する愛知県、三重県のスーパー「サティ」6店に卸していたことが判明した。愛知県は JAS 法に基づき12日に同社に立ち入り検査を行った。同社は2月15日から22日にかけて岐阜県産の黒豚を鹿児島県産としてマイカルに納入した。2月中に納入した1,787kgの約3割に当たる555kgが偽装であった。^{*7}すでに1月23日には雪印の偽装が判明して、大きなニュースになっていたのであるから、同社の行為はかなり悪質であると判断される。

(6) 6月10日、食肉加工大手の林兼産業（本社・下関市）が輸入豚肉を使ったハムに、国内産豚肉使用と表示していたことが発覚した。同社は数年前から、外国産豚肉を使用した事実を記した内部資料の他に、「外国産」を「国産」と書き換えた外部向けの「偽装資料」を数年前から作っていた。偽装された加工製品は、発色剤などを使っていない「無塩せき」のハム・ソーセージで、日本生活協同組合連合会やコープこうべなど6団体に向けて生産された。98年5月に大阪工場から下関工場へ生産を移管した際、1億6,000万円分の原料のロスが出て、国内産豚肉が不足し、一部で米国、カナダ、デンマークからの輸入肉の使用を始めたという。同社はさらに生協側との契約の仕様書にない添加物（リン酸2水素ナトリウム）を99年始

*7 2002年3月9日、日経新聞。

めから2002年6月まで使っていたのに、その表示をしていなかった。

同社の下関工場は、使用する肉の量や種類、添加物などを示した日々の資料に基づき生産していた。そこで、約2年前までは生協側の調査が入る直前に、改ざんした資料を作成し、それを工場内でわざと汚し、本物らしく装っていた。その後は、抜き打ち調査に対応できるように日常的に2種類作って備えていた。コープこうべは今年5月に調査に入ったが、約束違反の添加物が記載されていない虚偽の資料を示されていた。^{*8}

(7) 6月28日には、福岡に本社のある日本食品が国産牛肉買い上げ事業の対象外である牛のスジを牛肉と偽って申請し、1億3,600万円を不正に受給していたことが発覚し、7月3日には負債218億円をかかえて民事再生法の適用を申請した。

(8) 7月30日、BSE対策事業の牛肉買い取り制度における最大の不祥事が発覚した。この日、農林水産省は、日本ハムが国の検査を受けていない牛肉を、農畜産業振興事業団から取り戻し、一方的に焼却処分にはしていたことを発表した。日本ハムの企業の存続を揺るがす大事件の始まりであった。事件の経過は以下のとおりである。

2001年の9月にBSEに感染している牛が発見されたため、10月から食用牛の全頭検査が行われ、その結果、安全宣言が出された。しかし、全頭検査以前(10月17日以前)に国内で処理された未検査の牛肉は売れなくなったため、国は買い上げて補償することとした。いったん、業界団体が対象となる肉を食肉加工会社から買い取って保管し、農水省の外郭団体(農畜産業振興事業団)を通して補助金を受け取るものであった。買い上げ団体として6団体が指定され、その中に日本ハム・ソーセージ工業協同組合が含まれていた。当初の農水省の検査は、一部の倉庫を対象に100箱から1箱を抜き取るずさんなもので事実上のノーチェックであった。必要なものは保管倉庫の在庫証明だけであった。

*8 2002年6月12日、朝日新聞。

2002年1月に雪印食品が買い上げ対象外の輸入肉を国産と偽装していたことが発覚したため、農水省は申請されたすべての牛肉について対象外の肉が混じっていないか箱を開けて検査することを3月29日に発表した。この全箱検査は4月25日に始まった。たちまちのうちに、ハム・ソーセージ工業協同組合に参加する企業、とりわけ日本ハムをパニックがおそった。同社は、雪印食品事件発覚後の2月に社内で自主検査を行い、子会社の日本フードの姫路、徳島、愛媛の営業部が1.3トンもの偽装牛肉を申請していたことを、すでに知っていたからである。

農水省は、当初、検査の結果不正申請が見つかったとしても業者名を公表しなかった。しかし、国民からの強い批判にさらされて、武部勤農水相が3月の国会で「事業の透明性を確保するために原則として公開する」と表明し、同省はこれを受けて、業者の同意がなくとも6月上旬には公表する準備を進めていた。^{*9}日本ハム・ソーセージ工業協同組合にも4月15日ごろ、伝えられた。同組合では4月19日に正副理事長会議でこの問題が取り上げられ、大きな反発があがった。こうして、5月末に日本ハムを含む11の業者が行政不服審査法に基づき異議申立を行い、この結果、農水相は一転して公表を見送り、弁護士や大学教授らによる第三者検討会を立ち上げて協議することとなったのである。

一方、日本ハムの庄司元昭専務は、4月以降、肉を買い上げた業界団体の日本ハム・ソーセージ工業協同組合の石浜克夫専務理事に盛んに働きかけ、農水相の検品前に対象外の肉の申請を取り下げる相談を行った。こうして、同組合は、6月14日づけで農水省側に日本ハムなど9業者の計7.8トンについて、事業から取り下げる意向を伝えた。しかし、農水省側は全箱検査が終わるまで申請の取り下げは認めないと回答した。にもかかわらず、日本ハム・ソーセージ工業協同組合は7月12日に各社との売買契約を

*9 2002年8月までに16業者、約7.1トンの対象外の肉が発見されている。8月13日、朝日新聞夕刊。

解除し、しかも焼却まで指示したのである。

この日本ハム・ソーセージ工業協同組合の契約の解除と焼却の指示こそ、食肉業界の一部にある体質を端的に示すものである。すなわち、「法を守るよりは、証拠を隠滅する」ことを優先する体質である。

同組合の理事長は大社義規で日本ハムの会長であり、同組合の常務理事は大社啓二で日本ハムの社長である。つまり、大社氏が取り仕切る組合が大社氏の経営する会社に対して、契約の解除を行い、焼却を指示したのである。これは、民法108条でいうところの自己取引または双方代理であって、日本ハムの利益を図るために行われた（証拠隠し）とみられてもやむを得ない行為である。現実には、そのような証拠が明らかになっている。

日本ハムが同組合に買い取りを申請した1.3トンの牛肉はすべて輸入肉で買い取り対象外の肉であった。農水省の全箱検査が4月25日から始まると、偽装発覚をおそれた同社は7月に同組合に対して買い取り申請を取り下げ、返還を受けると直ちに焼却処分にした。

対象外の肉を申請した詐欺行為について、日本ハムの子会社の日本フードの姫路、愛媛、徳島の3人の営業部長がそろって「独断で」工作したと記者会見している。そして、日本ハムの庄司元昭専務が偽装の事実を知ったのは2002年2月10日であったが、公表しなかった。

以上の経過が事実であったとしても、2月以降の日本フードの行為は違法であって許されない。しかも、3人の営業部長の発言や、偽装工作が大社会長、社長等に知らされなかったという弁明は、とても信用することができないものである。

同組合が農水省の指導に反してまで、肉を各社に返還した方針について、同組合の石浜克夫専務理事は7月30日の記者会見で「4月19日の正副理事長会議で確認した」と説明した。しかし、出席メンバーの中からは「そういう記憶はない」との声があるうえに、この会議の議事録も残されていない

*10
い。

次に、日本ハムが7月18、19日に急いで肉を焼却処分にした点について、同組合が積極的に加担していた。農水省によると同組合は、7月12日に、日本ハム、プリマハム、相模ハム、福留ハムなど9業者に対してBSE対策事業で買い上げた肉の中から、計7.8トンについて契約を解除し、業者側に返却するとファックスで通知した。この中に、日本ハムの子会社が偽装した1.3トンの輸入肉が含まれていた。ところが、焼却されたのは日本ハムの1.3トンだけなのである。なぜか。組合の指示にかこつけて焼却しようとしたのが日本ハムだけだったからである。焼却は組合が指示したのではなく、組合の指示という形を利用して日本ハムが行ったのである。日本ハムは、組合の理事長と常務理事を派遣していたので、それが可能であった。その証拠に、他の会社には焼却の指示は出されていなかった。正確に言うと、相模ハムの場合、品質保持期限切れの60キロの肉の焼却を電話で指示されたのは、日本ハムよりも2週間も後の7月25日（日本ハムには7月12日）で、しかも、翌日には同組合から再度電話があり、「焼却をやめてくれ」と言われた。プリマハムと福留ハムは焼却の指示を受けていない。以上のことから、日本ハムの幹部は同組合の指導的立場にあることを利用して7月12日にいち早く自社の偽装肉を回収して焼却し、責任を逃れるために「組合の指示」を口実にしたものと考えられる。

この事件は、業界の最大手の日本ハムが、業界団体を利用して自社の犯罪をもみ消そうとしたものであり、教訓としては業界団体は決して消費者の利益を考慮するものではなく、そのような団体に食品の安全性に関わる行為を委任してはいけないということである。次に、いったんは違反企業の名前を公表すると発表しながら、業界からの異議申し立てによって簡単に方針を撤回した農水省の弱腰がある。この事件は、農水省が依然として、消費者よりも業界の利益擁護の立場にたっていることを示した。

*10 2002年8月13日、朝日新聞夕刊。

(9) 8月13日には、東急ストアにおける偽装表示が発覚した。同ストアの「さぎ沼店」でグループで食肉販売を手がけるセントラルフーズが、山形県産の和牛（雄）を「松阪牛」と偽って販売していたことが発覚し、その後の調べで、偽装は店ぐるみで日常的に行われていたことが判明した。

(10) 大阪市の給食

この事件は、食品の原産地表示が偽装されているということを、教育委員会などでも知っていたということを暗示させるもので、重要である。

2002年2月22日、大阪市教育委員会は学校給食に納入されている牛肉の偽装疑惑で納入業者に立ち入り検査を行った。大阪市の教育委員会は公立小中学校の給食向け牛肉につき、国産であることを義務づけていた。調査は25日にかけて全登録業者10社に対して行われ、教育委員会は3月8日に、その結果を発表した。内容は、「府内の食肉納入業者10社のうち9社について、輸入牛肉が混入されている事実は確認できなかった。」というものであり、ヒルマについても、「会社の倒産でわかる社員がいない」「資料がない」などの理由で十分な確認ができなかったという、驚くべき内容のものであった。つまり、教育委員会は虚偽表示の疑惑を認めなかったのである。^{*11}

3月9日の朝日新聞には、9業者のうちの1業者の幹部の談話が掲載されている。以下はその内容である。大阪市向けの給食用牛肉で国産を入れたことは、記憶する限り一度もない。全量が輸入牛であった。ヒルマ（大阪市浪速区の業者で自己破産申請中）の偽装が発覚した直後、市教育委員会の調査に備えて伝票類を改ざんした。取引先を探し回り、国産牛の肩ロースを調達した。仕入れ値は加工前のブロックで1kg1,700円、加工費、人件費、輸送費を含めると1kg2,700円になった。

これに対し、大阪市の指定は1kg2,000円の国産肩ロースである。幹部は次のように述べる。市の条件では1kg700円の赤字になる。騒ぎが収まっ

*11 2002年3月9日、朝日新聞。

たら今まで通り輸入物にするか、給食から撤退するしかない。この価格では、輸入牛を認めない限り偽装はなくなる。

大阪市の教育委員会は、納入価格は冷凍なら可能な値段であるとしている。国産牛肩ロースは、冷蔵物だと近畿の最低価格で1kg1,995円（2001年1月）だが、冷凍物（品質保持期限は1、2年）だと1kg800円以下のものもあるからである。しかし、東京の大手食肉加工会社によると「国産の冷凍物はいわば売れ残りの不良在庫である。毎月何トンも安定供給するなど無理」であり、複数の納入業者も「冷凍物の供給実体を調べれば、不可能なのはすぐ分かる。供給できると言い張る市教育委員会は常識とかけ離れている」と話した。^{*12}

この朝日新聞の記事には、ヒルマも大阪市の立ち入り調査に備えて書類の改ざんなどの工作を行ったとの複数の元社員の証言が掲載されており、こうした事情を大阪市教育委員会も知っていること、および「改めて事情を聴く考えはない」とコメントしたことがのせられている。

4. 公正取引委員会の対応

3月8日、公正取引委員会は、大手の食品卸売業者などが加盟する日本ハム・ソーセージ工業協同組合に対し、卸売段階で適正な商品表示となるよう点検する体制づくりを要請した。また、日本チェーンストア協会など小売業者の団体にも、仕入れ段階での表示の点検・確認体制を整えるように要請した。公正取引委員会は、特に卸売り段階での偽装を防ぐチェック体制が必要と指摘した。^{*13}

虚偽表示がこれだけ広範に行われていたのに、農水省、スーパー、教育委員会などは本当に気づかなかっただろうか。私には信じられない。むしろ、うすうすは感づいていたのではなかつただろうか。^{*14}では、これだけおおっぴ

*12 以上は、すべて3月9日の朝日新聞の記事による。

*13 2002年3月9日、日経新聞。

*14 2002年3月6日の毎日新聞によると、農水省が99年から2001年にかけて市民グループか

らに、虚偽表示が繰り返されてきた原因は日本人の商道德の低さにあるのだろうか。

↘ら寄せられた食肉産地の表示偽装を指摘する情報を無視し続けていたことが報じられている。